西脇市農業委員会告示第20号

下記農地は、農地法(昭和27年法律第 229号)第33条第1項に該当する農地であるので、同法第33条第2項の規定において準用する同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和2年12月1日

西脇市農業委員会 会長 藤 原 勇 夫

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m²)	農地に関する 権利の種類	農地法第32条 又は第33条の 該当条項等	農地の所有 者等の情報
西脇市谷町字前田 272番	田	461	所有権	第33条第1項	(亡) 遠藤進午

農地法第33条第1項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確 実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第33条第1項に該当する農地ついて、同法第33条第2項において準用する同法第32条第2項及び第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから、行うものである(農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む)。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 6 か月以内 に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を 証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。